

新総合計画策定懇話会の運営について

1 懇話会の招集及び議事運営

懇話会は知事が招集し、座長は懇話会の議事を運営する。

2 議事の公開

会議は原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると知事が認めた場合には、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 会議資料

会議資料は原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると知事が認めた場合には、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。なお、委員から文書にて意見等が提出された場合、知事が懇話会の議事に必要と認めたものは、懇話会にて配布する。

4 議事内容の公表

発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した資料とともに、懇話会終了後府ホームページにて公表する。

5 その他

- (1) 知事は、必要に応じて、委員以外の有識者等に参考人として出席を求めることができる。
- (2) 知事は必要に応じて、この運営の見直しを行うことができる。